

令和4年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第2部会 議事録

1 日時 令和4年5月31日（火） 10時00分～11時15分

2 場所 渡島合同庁舎 4階 西棟 401号会議室（WEB開催）

3 出席者

（1）委員及び特別委員

部会長	菊池 幸恵	（函館工業高等専門学校准教授）
副部会長	笠井 久会	（北海道大学水産学部水産科学研究院准教授）
特別委員	田中 浩二	（道南うみ街信用金庫審査部長）
特別委員	寺井 あすか	（公立はこだて未来大学准教授）
特別委員	畠山 大	（北海道教育大学准教授）
特別委員	菅原 智明	（函館地域産業振興財団研究主幹）
特別委員	安木 新一郎	（函館大学准教授）

（2）事務局

北海道渡島総合振興局産業振興部 商工労働観光課長 山本 悟史
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 専門主任 菊地 英恵
北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 岡坂 直光

4 傍聴者 0名

5 審議事項

- （1）「丸井今井函館店」の法第6条第2項（変更）の届出について
- （2）「スーパーアークス千代台店」の法第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

- （1）「丸井今井函館店」法第6条第2項（変更）の届出について、事務局から届出の概要説明及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 何度か顛末書を提出しているということで、昨今、事業者の安全確保がより一層問われているため地域を代表する百貨店として、安全確保・法の遵守に充分留意していくことを再確認した。
- ・ すべての提携駐車場の入口看板部分に、函館丸井今井の提携駐車場である旨を掲出していることを確認した。
- ・ 第2立体駐車場の令和3年12月と令和4年1月の稼働率をそれぞれ38.0%、30.0%と報告した。
- ・ 第2立体駐車場の土地の持ち主について、株式会社函館丸井今井であると確認した。
- ・ 車いす使用者用駐車施設を特定路外駐車場に1台分、ほか平面駐車場に車いす使用

者用駐車施設を 1 台分、合計 2 台分を整備、運用していくことを確認した。

イ 発言

(部会長) ただいまの説明について、質問等はないか。

「丸井今井函館店」の変更の届出については「意見なし」とし、
別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 「スーパーアークス千代台店」法第 5 条第 1 項（新設）の届出について、事務局から届出の概要説明及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 平日通勤通学時に学校や幼稚園の生徒や児童などへの影響について、もし混雑が発生するのであれば、交通整理員の配置を検討することを確認した。
- ・ 出入口②の右折入庫に関して、安全対策として「一旦停止」「児童・歩行者注意」の注意喚起看板を設置することと、もし予想と乖離し混雑する場合には入出庫経路を見直すことを確認した。
- ・ 駐車場車路から出口側に向かって、左右各 60 度、計 120 度の視距を確保すると駐車場法施行令第 7 条に定められていることを確認した。
- ・ 開店予定日は、7 月中旬以降になる予定で、函館マラソンの開催には影響しないことを確認した。
- ・ 開店時間は現在のところ未確定ではあるものの、午前 9 時もしくは午前 10 時を予定しており、通勤・通学の時間帯とは重ならない予定ではあるが、必要に応じて右折規制を検討することを確認した。

イ 発言

(部会長) ただいまの説明について、質問等はないか。

「スーパーアークス千代台店」の新設の届出については「意見なし」とし、
別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 「DCM ホーマック石川店・マックスバリュ石川店」の法第 6 条第 2 項（変更）の届出についての事務的説明を行った。

(4) 令和 4 年度における第 2 部会の届出状況の説明を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり。